

春日部市農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例

春日部市農業委員会の選任による委員のうち、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第12条第2号に規定する議会が推薦する委員の定数は、3人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選挙された委員の任期の起算日から適用する。